

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

警察庁 丁交指発第86号、丁交企発第187号
令和5年7月25日
警察庁交通局交通指導課長
警察庁交通局交通企画課長

警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

イヤホン又はヘッドホンを使用した自転車利用者に対する交通指導取締り上の留意事項等について(通達)

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第71条第6号は、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に対し、同条第1号から第5号の5までに掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めるときは、運転者の遵守事項を定めることができる権限を委任している。

これに基づき、都道府県公安委員会規則(以下「公安委員会規則」という。)において、運転者の遵守事項として、イヤホン又はヘッドホン(以下「イヤホン等」という。)を使用するなどして安全な運転に必要な音又は声が聞こえない状態で車両等を運転してはならない旨の規定(以下「規定」という。)が設けられている。

イヤホン等の使用については、規定の趣旨を踏まえ、装着しているのが片耳のみであるか、両耳であるかといった使用形態にかかわらず、運転者が安全な運転に必要な音又は声が聞こえない状態であるかどうかをもって違反の成否を判断する必要があること、また、最近の技術の進展により、いわゆるオープンイヤー型イヤホンや骨伝導型イヤホンといった装着時に利用者の耳を完全には塞がない形状のイヤホンが普及していることから、イヤホン等を使用した自転車利用者に対する指導取締りに当たっては、下記に留意し、関係事務の運営に遺漏のないようにされたい。

なお、本件については、警察庁生活安全局生活安全企画課地域警察指導室と協議済みである。

記

1 指導取締り上の留意事項

法第71条第6号の委任を受け、公安委員会規則において定めている規定の趣旨は、自転車利用時のイヤホン等の使用そのものを禁止することではなく、イヤホン等を使用して安全な運転に必要な音又は声が聞こえない状態で自転車を運転する行為を禁止することであると承知している。

この点、イヤホン等を片耳のみに装着している場合や、両耳に装着している場合であっても極めて低い音量で使用している場合等には、周囲の音又は声が聞こえている可能性があるほか、最近普及しているオープンイヤー型イヤホンや骨伝導型イヤホンについては、装着時に利用者の耳を完全には塞がず、その性能や音量等によ

ってはこれを使用中にも周囲の音又は声を聞くことが可能であり、必ずしも自転車の安全な運転に支障を及ぼすとは限らないと考えられる。

これらを踏まえ、イヤホン等を使用した自転車利用者に対する指導取締りに当たっては、イヤホン等の使用という外形的事実のみに着目して画一的に違反の成否を判断するのではなく、例えば、警察官が声掛けをした際の運転者の反応を確認したり、運転者にイヤホン等の提示を求め、その形状や音量等から、これを使用して自転車を運転する場合に周囲の音又は声が聞こえない状態となるかどうかを確認したりすることにより、個別具体の事実関係に即して違反の成否を判断すること。

2 指導取締りに従事する警察官に対する指導教養の徹底

自転車利用者に対する指導取締りは、地域に密着した活動の一つであり、交通部門だけでなく地域部門の警察官も従事することが多いことから、部門を問わず、自転車利用者と接する機会のある警察官に対して幅広く、前記1の留意事項に関する指導教養を徹底し、誤った理解に基づく指導取締りが行われることがないようにすること。

3 広報啓発活動等の実施

自転車利用時のイヤホン等の使用について、SNSやウェブサイト等の各種広報媒体や現場における警察官の説明等を通じて、広報啓発活動や交通安全教育を行う際には、規定の趣旨が国民に正確に伝わるよう留意すること。

その際、周囲の音又は声が聞こえない状態で自転車を運転することの危険性についても併せて周知するなどして、規定に違反するような自転車の利用が行われなように留意すること。

4 規定の趣旨の周知徹底に向けた規定の見直し

前記1から3までに掲げる取組を推進してもなお、規定の趣旨の周知徹底に当たって支障があり、各地域の自転車の利用実態等を踏まえて必要性が認められる場合には、規定からイヤホン等を例示する文言を削除することも含めて、所要の見直しを検討すること。